

## 公立保育所における台風等による風水害への対応方針

### 趣旨・目的

台風等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、**児童及び保護者等の生命と身体の安全を守ることを最優先に保育所の運営を行う必要がある**ことから、台風等による風水害発生時において迅速かつ適切に判断することができるよう、公立保育所としての対応を次のとおり定めるものとする。

### 1 これまでの対応

保育所は、保護者が就労などのために家庭で保育できない子どもを保護者に代わって保育することを目的にした施設であることから、**災害時においても開園を原則として運営**してきた。

令和元年東日本台風（第 19 号）時には、非常に強い勢力で首都圏を直撃する予報だったことやその前月に上陸した令和元年房総半島台風（第 15 号）による被害の状況等に鑑み、**児童等の安全を考慮**して、保護者に対して**登園自粛の協力や早めのお迎えを要請**するとともに、園児がいらない又はなくなった保育所に対しては、川崎市保育園条例の規定に基づき**開所時間を変更して繰り上げて閉所**する措置を講じた。

【川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）】

（開所時間及び休園日）

第 3 条 保育園の開所時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休園日に開園し、若しくは臨時に休園することができる。

開所時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
休園日	川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（同項第 1 号の規定については、日曜日に限る。）

### 2 法令等の基準

- 災害時における保育所の臨時休園については、**学校とは異なり法的根拠がない**（学校は学校教育法施行規則第 63 条に根拠規定あり）。

【学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）】

第 63 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

- 平成30年11月に公表された総務省による子育て支援に関する行政評価・監視の結果報告書において、厚生労働省の見解として「乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていない」とあり、また総務省の所見として「保育施設等の臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示する」必要があるとしているが、未だ**実施基準の設定に係る国の考え方等は示されていない**。

【子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－結果報告書】  
総務省所見「したがって、内閣府及び厚生労働省は、非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準を参考に、**保育施設等の臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準の設定を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある。**」



児童等の安全確保のために、

**本市として台風等による風水害への対応方針を示すことが必要**

### 3 基本的な考え方

台風等により市内に風水害の発生が予想される場合については、児童・保護者・職員の生命と身体の安全を守ることを原則として、次の基本的な考え方に基づき対応する。

#### 基本的な考え方

- ① 台風等による風水害への対応を明確化し、保護者に対して**あらかじめ周知して理解を得る**。
- ② 災害発生の危険が高まり、児童・保護者・職員の安全の確保が強く必要とされる状況においては、**計画運休の状況や避難情報等の内容に応じて適切な対応**を図る。
- ③ 対応にあたっては事前予告や決定等を迅速に行い、その内容を**確実に保護者へ伝える**。

### 4 具体的な対応

#### (1) 平常時からの周知

風水害の発生が予測される場合における保育所の対応については、平常時から保護者に周知して理解を得る必要がある。そのためには、保育所等利用案内への掲載や入園説明会での説明、園舎内への掲示等により、平常時から保護者に対してこの対応方針を周知し、保護者の理解を求めていく。

## (2) 台風等による風水害への対応

### ① 鉄道等の計画運休

台風の接近等により、本市を含む首都圏において鉄道等の**計画運休が実施される場合には、児童等の安全を優先し、全公立保育所を臨時休園とする。**

なお、計画運休への対応については、令和元年7月に国土交通省が作成した「計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース」に基づき実施するものとする。

#### ※ 計画運休

鉄道などの公共交通機関が、台風などの悪天候で運行への影響が予測される場合に、利用者の安全確保等のため、事前に予告したうえで運行をとりやめること。

- ・平成26年8月に台風11号で鉄道網がまひしたことなどを教訓とし、JR西日本が同年10月の台風19号接近の際に初めて大規模に実施した。
- ・首都圏では平成30年の台風24号接近時に初めて計画運休が実施され、令和元年の台風15号、19号時と合わせて過去3回実施された。

#### ※ 計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース

国交省は、平成30年9月に台風の影響で、首都圏などJRや私鉄が広範囲で計画運休を実施したことを踏まえ、鉄道会社とともに今後の在り方を検討し、令和元年7月に、情報提供の内容や振替輸送のあり方等と併せて、計画運休開始時刻から概ね4～8時間前の「計画運休の可能性を情報提供」、概ね2～4時間前の「計画運休の詳細な情報提供」などを示した情報提供タイムラインのモデルケースを提示した。

### ア 計画運休への対応の通知（概ね計画運休開始時刻の48時間前）

鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき、臨時休園の可能性があることを各保育所に通知する。

### イ 保護者への事前予告（2日前のお迎え時までを目途）

各保育所は、保護者に対して臨時休園の可能性があることを通知する。なお、臨時休園とならない場合においても、台風等により登降園時の危険が想定されることから、当該日の保育所への登園を控えるよう登園自粛の協力を併せて依頼する。

### ウ 臨時休園の決定（概ね計画運休開始時刻の24時間前）

鉄道事業者等による計画運休に関する詳細な情報に基づき、当該日の計画運休の実施が午前7時から午後8時にかかる場合には当該日の臨時休園を決定し、各保育所に臨時休園の決定を通知する。なお、当該日の午後8時までの間に鉄道等の運転が再開された場合であっても、当該日は臨時休園とし、開園はしない。

### エ 臨時休園の周知（前日のお迎え時までを目途）

市ホームページでの周知に加え、各保育所から保護者への通知により臨時休園とする旨を確実に周知する。

● 計画運休に伴う臨時休園の流れ

	計画運休の可能性 (48時間前)	計画運休の詳細情報 (24時間前)	計画運休の実施 (当日)
市	計画運休への対応通知	臨時休園の決定	終日臨時休園
保育所	保護者へ事前予告	保護者へ臨時休園周知	

② 避難情報等の発令

保育所においては、施設が立地している地域の状況に応じて、具体的な避難確保計画をそれぞれ定めている。開所時間中に**避難情報等が発令された場合は、その警戒レベルに応じて避難確保計画で定める必要な対応や行動**を取り、児童と職員の安全を確保しながら、避難場所等において保護者への引き渡しを行うこととしている。

**警戒レベル4以上の避難情報等が発令された場合**においては、すべての児童の引き渡し以降は閉園（開園前の場合は臨時休園）とする。なお、当該日において避難勧告等が解除された場合でも、当該日は閉園（臨時休園）とする。

※ 避難確保計画

平成29年6月の水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（土砂災害防止法）の改正に基づき、河川の氾濫等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられた。

● 警戒レベルに応じた対応例

	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	避難勧告・避難指示（緊急） 【警戒レベル4】
土砂災害警戒区域/ 浸水想定区域	避難に向けた準備・ 保護者への連絡 等	避難開始・ 臨時休園（閉園）

その他

- (1) この対応方針は、今後の風水害の状況や計画運休の動向等を注視し、**随時修正・更新していくものとする。**
- (2) 公立保育所においては、**この対応方針・避難確保計画について職員間での周知徹底**を図り、迅速かつ適切な対応ができるよう台風等への備えを整えていく。
- (3) **民間保育所等へもこの対応方針を周知**するとともに、台風等の発生時においても公立保育所と同様に情報提供を行う。